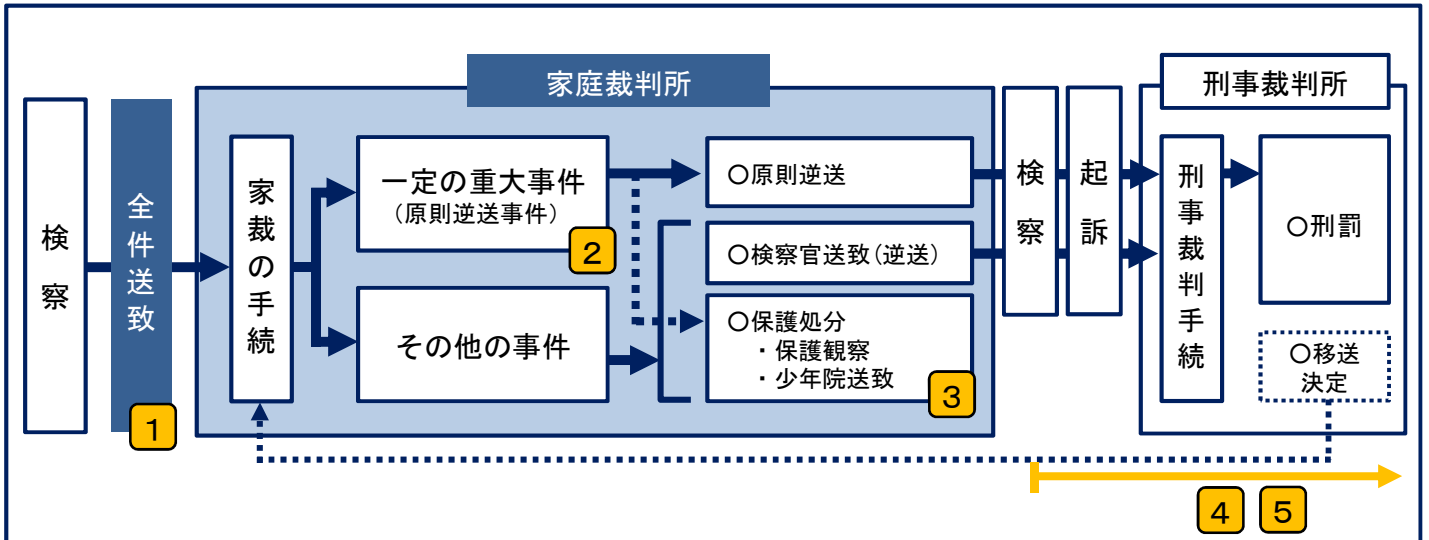


## 特定少年に関する手続・処分の概要等



### 1 家庭裁判所への全件送致

- 検察官は、特定少年の事件について捜査を遂げた結果、犯罪の嫌疑があるときは、事件を家庭裁判所に送致しなければならない。【少年法第42条】

### 2 原則逆送事件の拡大

- 特定少年については、「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件」に加え、「死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役・禁錮に当たる罪の事件」を原則逆送の対象とする。【改正後の少年法第62条】

### 3 家庭裁判所の保護処分

- 特定少年に対する家庭裁判所の保護処分は、犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内で行う。【改正後の少年法第64条】
- 「ぐ犯」は対象から除外する。【改正後の少年法第65条第1項】

### 4 刑事事件の特例

- 特定少年に係る事件について、検察官送致（逆送）後は、刑事事件に関する特例は原則として適用しない。【改正後の少年法第67条】

（適用しない特例）

- ・ 不定期刑（少年法第52条）
- ・ 労役場留置の禁止（少年法第54条）
- ・ **資格制限の緩和**（少年法第60条） など

### 5 推知報道の制限

- 特定少年のとき犯した罪により、公判請求された場合には、推知報道の禁止を解除する。【改正後の少年法第68条】